の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

⑵　出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額＝ＬＲ＋Ｆ　（単位：円）

㈱　上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表す。

Ｌ：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

⑶　通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をＡ、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をＣ、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、ＢＣ間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Ｃにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

㈠　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記⑵の計算式により算出された料金の額を適用する。

㈡　現金車の場合の料金調整

ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、Ａから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

三．消費税等の取扱い及び料金の単位

記二．に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

〔３〕　特別の措置

一．１キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、記〔２〕一．⑴にかかわらず、平成28年４月１日から平成33年３月31日までの間、下表Ａのとおり特別の措置を適用する。

表Ａ　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普　通　車	29.52
中　型　車	31.5864
大　型　車	48.708
特　大　車	63.1728

二．料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記〔２〕及び〔３〕一．にかかわらず、１回の通行につき１台当たり、平成28年４月１日から平成33年３月31日までの間は下表Ｂの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Ｃの区分に応じた額とする。

表Ｂ

料金距離	料　金　の　額				
	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表Ｃ

料金距離	料　金　の　額				
	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

㈱

Ａ　料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添２のとおりとする。

ａ：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

ｂ：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

ｃ：常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

Ｂ　現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表Ｂ又は上表Ｃの料金の額を適用する。

三．通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をＡ、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をＣ、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、ＢＣ間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Ｃにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

⑴　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

⑵　現金車の場合の料金調整

ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、Ａから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

四．消費税等の取扱い及び料金の単位

記一．から三．までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。